

主な改正点は、次のとおりです。

第1 法人税基本通達関係

貸倒引当金関係（改正）

平成23年12月の税制改正により、貸倒引当金繰入額の損金算入ができる法人の範囲が、中小法人、銀行・保険会社等及び金融に関する取引に係る一定の金銭債権を有する法人に限定され、その一定の金銭債権を有する法人については、貸倒引当金の繰入れの対象となる金銭債権が当該一定の金銭債権に限定されました。

○ リース資産の対価の額に係る金銭債権の範囲（基通11-2-1の3 新設）

法人税法第64条の2第3項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引に係るリース資産の引渡しを行った法人は、リース資産の対価の額に係る金銭債権に限定して貸倒引当金の繰入れを行うことができることとされています。

本通達では、この「リース資産の対価の額に係る金銭債権」について、リース契約が途中で解除された場合に発生することとなるいわゆる規定損害金に係る金銭債権が含まれることを留意的に明らかにしています。

第2 租税特別措置法通達関係

1 租税特別措置法における適用額の制限措置（改正）

平成23年12月の税制改正において、租税特別措置法における適用額の制限措置の見直しが行われ、控除を受ける金額（特別控除税額）を計算するに当たって基礎とする事項が、確定申告書等に記載された全ての事項から、確定申告書等に添付された書類に記載された特定の事項（試験研究費の額、資産の取得価額など）とされました。これにより、確定申告書等に記載された特定の事項以外の事項の金額に変更がある場合には、修正申告や更正の請求により特別控除税額を増額させることができることとなりました。

○ 申告に係るその控除を受けるべき金額（措通42の4(3)-4等 廃止）

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度における特別控除税額について、確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額以外の金額（法人税額や平均売上金額を計算する上での売上金額など）に変更がある場合には、変更後の金額により控除を受ける金額を再計算し、修正申告や更正の請求によってその金額を是正して特別控除税額を増加させることができることとする改正が行われたことから、特別控除税額は確定申告書等に記載された全ての事項を基礎として計算される正当額をいうことを明らかにしていた従来通達は廃止します。

また、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度など、同様の取扱いを定めているものについても併せて廃止します。

2 特定資産の買換えに係る課税の特例関係（改正）

平成 24 年度の税制改正により、所有期間 10 年超の長期所有土地等、建物又は構築物から国内にある土地等、建物、構築物又は機械装置等への買換えに係る圧縮記帳制度について、買換資産の見直しが行われました。具体的には、土地等の範囲が、①特定施設の敷地の用に供される土地等及び②駐車場の用に供される土地等で建物又は構築物の敷地の用に供されていないことにやむを得ない事情があるもので、その面積が 300 ㎡以上のものに限定されました。

○ 特定施設の敷地の用に供される土地等の意義（措通 65 の 7(1)－30 の 2 新設）

上記①の特定施設の敷地の用に供される土地等とは、土地又は土地の上に存する権利を取得した時において、現に特定施設の敷地の用に供されているもの及び特定施設の敷地の用に供されることが確実であると認められるものをいうことを明らかにしています。

また、特定施設の敷地の用に供されることが確実であると認められるものに該当するものとは、例えば、取得した土地等を特定施設の敷地の用に供することとする具体的な計画があるものであるということを示しています。

○ 長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定（措通 65 の 7(1)－30 の 3 新設）

法人が取得した土地等の面積が 300 ㎡以上であるかどうかについて、2 以上の者の共有とされるものである場合や区分所有に係る特定施設の敷地の用に供されるものである場合には、次によることを明らかにしています。

- ① 取得した土地等が 2 以上の者の共有とされているものである場合には、当該土地等の総面積に当該法人の共有持分の割合を乗じて計算した面積を当該法人が取得した土地等の面積として判定すること
- ② 取得した土地等が区分所有に係る特定施設の敷地の用に供されるものである場合には、当該土地等の総面積に当該特定施設の専有部分の総床面積のうち当該法人の専有部分の床面積の占める割合を乗じて計算した面積を当該法人が取得した土地等の面積として判定すること

○ 特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等の面積の判定（措通 65 の 7(1)－30 の 4 新設）

法人が特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等を取得した場合には、それぞれの施設の床面積の比等の合理的な基

準によってそれぞれの施設に対応する部分に区分し、特定施設に対応する部分の土地等の面積が 300 m²以上であるかどうかの判定をすることを明らかにしています。

3 過大支払利子税制関係（新設）

平成 24 年度の税制改正により、関連者間における過大な利子の支払を通じた租税回避の防止等のため、関連者等への純支払利子等の額（関連者支払利子等の額の合計額からこれに対応する受取利子等の額を控除した残額）が調整所得金額の 50%を超える場合のその超える部分の金額については、過少資本税制との調整を行った上、損金の額に算入しないこととする制度が創設されました。

なお、特定債券現先取引等に係る支払利子等の額のうち一定のものは、過少資本税制と同様に、本制度の対象から除くこととされ、その除外される支払利子等の額は、除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額に、その特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高又はこれに対応する特定債券現先取引等に係る資産に係る平均資産残高のいずれか少ない金額をその平均負債残高で除して得た割合を乗じて計算することとされています。

また、その損金の額に算入されなかった金額は最長 7 年間繰り越して、一定の限度額の範囲内で損金の額に算入することができることとされました。

○ 経済的な性質が利子に準ずるもの（措通 66 の 5 の 2 - 10 新設）

本制度の対象となる支払利子等及び受取利子等には、それぞれ経済的な性質が利子に準ずるものが含まれることとされています。

本通達では、この経済的な性質が利子に準ずるものには、金銭債権を債権金額を超える価額で取得した場合又は債権金額に満たない価額で取得した場合における債権金額と取得に要した価額との差額に相当する金額のうち、金利の調整により生じた部分の金額（調整差額）が含まれることを明らかにしています。

○ 除外対象特定債券現先取引等に係る平均負債残高の計算方法（措通 66 の 5 の 2 - 12 新設）

除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高の計算については、過少資本税制における取扱い（措通 66 の 5 - 12）と同様に、特定債券現先取引等について銘柄別の債券ごとに月末負債残高と月末資産残高を基礎として計算する簡便法によることができることを明らかにしています。

○ 除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額の計算方法（措通 66 の 5 の 2 - 14 新設）

除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額の計算については、平均

負債残高を簡便法により計算している場合には、除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額は、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、月ごとに、債券現先取引等に係る支払利子等の額を合計し、その合計した金額に銘柄別債券の月末負債残高又は月末資産残高のいずれか少ない金額をその月末負債残高で除して得た割合を乗じた上で、当該事業年度におけるこれらの金額を合計するなど、合理的な方法により計算した金額とすることを明らかにしています。

○ 対応債券現先取引等に係る受取利子等の額の計算方法（措通 66 の 5 の 2 - 15 新設）

除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額に対応する特定債券現先取引等に係る受取利子等の額については、平均負債残高を簡便法により計算している場合には、租税特別措置法関係通達 66 の 5 の 2 - 14 と同様に、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、月ごとに、債券現先取引等に係る受取利子等の額を合計し、その合計した金額に銘柄別債券の月末資産残高又は月末負債残高のいずれか少ない金額を月末資産残高で除して得た割合を乗じた上で、当該事業年度におけるこれらの金額を合計するなど、合理的な方法により計算した金額とすることを明らかにしています。